

## 通学路等における児童生徒等の安全の確保に関する指針

### 第1 通則

#### 1 目的

この指針は、京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり条例（平成16年京都府条例第42号）に基づき、通学路等における幼児、児童、生徒等（以下「児童生徒等」という。）の安全を確保するために行う必要な方策を示し、もって通学路等における児童生徒等の安全の確保を図ることを目的とする。

#### 2 基本的な考え方

- (1) この指針は、学校等（注1）の管理者、児童生徒等の保護者、通学路等の管理者及び地域住民並びに警察署長に対して、通学路等における児童生徒等の安全を確保するため具体的方策等を示し、その取組を促すものである。
- (2) この指針は、関係法令、通学路等の整備状況、地域住民等の意見等を考慮し、地域の実情に応じて運用するものとする。
- (3) この指針は、社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

#### 3 防犯の基本原則

通学路等で発生する犯罪を防止するため、次の3点の基本原則から防犯性の向上について検討し、通学路等の計画、設計、改善及び整備を行うものとする。

##### (1) 周囲からの見通しの確保（監視性の確保）

周囲からの見通しが確保されることによって、犯罪企図者（注2）が近づきにくい環境を確保する。

##### (2) 周辺居住者の共同意識の向上（領域性の強化）

周辺居住者が「わがまち意識」を持つことにより帰属意識を高め、地域コミュニティの形成、環境の維持管理、子ども見守り活動等の防犯活動が活発に行われることにより、犯罪の起こりにくい領域を確保する。

##### (3) 犯罪企図者の接近の防止（接近の制御）

フェンス、さく等を設置すること等により犯罪企図者の侵入経路をなくし、犯罪企図者の犯行を物理的・心理的に断念させることで、犯行の機会を減少させる。

### 第2 具体的方策等

#### 1 地域住民、関係機関等と連携した安全確保の取組

##### (1) 通学路等における安全対策推進体制の整備

通学路等における児童生徒等の安全を確保するため、通学等の区域における関係機関、通学路等の管理者、子ども見守り隊等の地域のボランティア団体、保護者及び地域住民等は、連携して、安全対策を検討、推進する体制を整備し、通学路等の安全確保に努めるものとする。

##### (2) 情報連絡網の整備

学校等、警察署等関係機関、子ども見守り隊等の地域のボランティア団体、保護者及び地域住民等の相互間において、通学路等における児童生徒等に対する犯罪に関する情報及び児童生徒等の安全の確保に関する情報の伝達・交換をするための連絡体制の整備に努めるものとする。

##### (3) 通学路等の安全点検・パトロール活動の実施

通学路等の安全点検や、パトロール活動を実施し、地域ぐるみで危険箇所等の改善に向けた取組みに努めるものとする。

#### (4) 防犯情報の周知

児童生徒等の参加による通学路等の点検や、通学路等における危険箇所、地下道等の特に安全上注意を払うべき場所、「こども110番のいえ」等の緊急避難場所等の所在を記載した安全マップの作成等、児童生徒等の安全確保にかかる情報の周知とともに防犯意識の高揚に努めるものとする。

### 2 学校等の体制整備、安全教育等の推進

(1) 学校等の管理者は、児童生徒等の安全を確保するため、責任者の設置及び教職員等による体制の整備を行うとともに、関係機関、保護者、子ども見守り隊等の地域ボランティア団体等と連携し、安全対策の推進に努めるものとする。

(2) 学校等の管理者は、児童生徒等の保護者及び関係機関等と連携し、安全な通学路の指定に努めるものとする。

(3) 学校等の管理者は、児童生徒等が通学路等において犯罪の被害に遭わないための知識の習得、危険予測能力の育成のため、関係機関、保護者等と連携し、次のような安全教育等の推進に努めるものとする。

ア 「こども110番のいえ」の場所及び利用方法の周知や訪問活動・駆け込み訓練の実施

イ 通学路等において誘拐、連れ去り等に遭わないための対応訓練の実施

ウ 防犯ブザー等の使用訓練の実施

### 第3 通学路等における安全な環境の整備基準

次の基準により、通学路等における安全な環境の整備に努める。

1 防犯灯等を適切に設置することにより、夜間において、光害に配慮しつつ人の行動を視認できる程度以上の照度（注3）を確保すること。

2 周囲からの見通しが確保されていること。ただし、死角となる物件又は箇所がある場合は、死角を解消するためのミラー等の設備が整備されていること。

3 道路の構造、周辺の状況等を勘案し、可能な限り、ガードレール、歩道さく、植栽等により歩道と車道を分離すること。

4 通学路等の周辺に街頭緊急通報装置、防犯ベル等の防犯設備（注4）及び「こども110番のいえ」等緊急時に児童生徒等を保護する民間ボランティアの拠点が設けられていること。

5 地下道その他特に児童生徒等に対する犯罪の発生の危険性が高い箇所には、緊急通報装置（注5）等や、できる限り防犯カメラその他の防犯設備を設置すること。

6 住民運動の一環として沿道住民の理解と協力を得て、門灯等の点灯にも取り組むこと。

### 第4 通塾時等の子どもの安全の確保

学習塾等の児童生徒等の教育、学習、保育等の用に供される施設については、通塾等の時間帯の特性に応じて、ガイドライン等に従い、保護者と事業者等で連携を図りながら子どもの安全の確保に努めるものとする。

### 第5 地区に対する住民等の帰属意識・共同意識の向上

1 通学路等の施設の維持管理に地域の住民が参画し、協働して取り組むことは、これらに対する住民の愛着心及び帰属意識を育み、地域の住民の視線が常に注がれる

ことにつながることから、犯罪企図者に犯行を思い止まらせる効果を有するので以下のような取組みに努めること。

- (1) ワークショップによる計画づくり等を含めてできる限りの住民参加を促進すること。
  - (2) 軽微な犯罪であっても放置されれば地域全体の治安悪化につながるとの考えに沿って、落書きや違法ビラの除去、違法駐車又は放置車両の排除など、環境の改善に努めること。
  - (3) アドプト制度（注6）の導入等により道路等の施設の清掃、美化活動への地域住民の参加を促すこと。
- 2 住宅地における侵入窃盗その他の犯罪防止効果に鑑み、通過交通の抑制、道路空間を通じた地域のコミュニティ意識の活性化等が必要な場合に「コミュニティ道路」（注7）等の整備を積極的に行うこと。
- 3 問題意識の共有を図るため、警察署等から当該地区での犯罪の発生状況その他の情報の提供を受けるように努めること。

#### 第6 専門家の助言指導

防犯設備（注4）等を設置する場合においては、専門家の防犯診断や助言指導を受け、防犯効果を高めるように努めること。

（注1）「学校等」とは、次の施設をいう

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学を除く。)
- (2) 学校教育法第82条の2に規定する専修学校のうち高等課程にかかるもの
- (3) 児童福祉法第6条の2第2項に規定する事業（放課後児童健全育成事業）を行う施設
- (4) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する児童福祉施設
- (5) その他、児童生徒等の教育、学習、保育等の用に供される施設

（注2）「犯罪企図者」とは、犯罪を行おうとする者をいう。

（注3）「人の行動を視認できる程度以上の照度」とは、4メートル先の人の挙動、姿勢等が識別できる程度以上の照度（平均水平面照度(床面又は地面における平均照度をいう。)がおおむね3ルクス以上)をいう。

（注4）「防犯設備」とは、防犯カメラ、防犯ベルなどの犯罪を防止することを目的とした設備をいう。

（注5）「緊急通報装置」とは、緊急通報付防犯灯システム（スーパー防犯灯）及び子ども緊急通報装置等、緊急時において通報者が通報ボタンを押すことにより赤色灯、非常ベル及び通報者撮影カメラが作動し、警察官と音声による通話ができる装置をいう。

（注6）「アドプト制度」とは、地域住民、地元企業等が、道路等の公共施設の一定部分において、清掃や植栽等を自主的に意欲を持って行い、我が子の様に面倒見るといふ住民参加の制度をいう。

（注7）「コミュニティ道路」とは、周辺に通過交通を処理する幹線道路が整備されている地区の道路において、通過交通の進入を抑制し、歩行者等が安全かつ快適に通行できる交通環境を形成するため、歩道部の幅員を広くとる、車道部分をジグザグに変化させるなどして整備される歩行者優先の道路をいう。